

○糸原佳一委員長

ただいまから事業常任委員会を開会します。

まず、本委員会が所管する各部課の事務概要の報告に入ります。

理事者におかれましては簡潔明瞭に、かつ懸案事項について重点的な報告をお願いします。

それでは、御配付しております資料に基づき、まず、魅力創造部、環境農林水産部及び農業委員会事務局、まちづくり推進部の事務概要の報告を求めます。

○船橋恵子魅力創造部長

魅力創造部の事務概要について御説明いたします。

まず、1の各課別事務概要と職員数につきましては、記載のとおりでございます。2のその他主要参考事項につきましても、記載のとおりでございます。3の各課別当面の懸案事項につきまして、順次御説明させていただきます。

まず産業政策課につきましては、1点目、新・産業ビジョン岸和田の推進でございますが、令和4年3月に策定いたしました新しい産業ビジョンである岸和田市産業振興基本計画に基づき、基本目標ごとに必要な施策を体系的に整理し、実施してまいります。

2点目、市内事業者の基盤強化と経営力向上への支援でございますが、市内事業者の基盤強化や経営力向上を目指し、経営革新や創業支援、デジタル化への対応、異業種交流、商業の活性化などの支援策を推進してまいります。

3点目、木材コンビナート貯木場利活用策の検討でございますが、令和3年度に策定いたしました木材港地区貯木場利活用ビジョンの下、遊休水面の埋立てによる新たな産業用地の創出に向けて忠岡町と共に検

討を進めてまいります。

次に、観光課でございます。1点目の観光創造ビジョン・岸和田の推進につきましては、令和5年度に策定いたしました観光創造ビジョン・岸和田に基づき、必要な施策を体系的に整理し、実施してまいります。また、引き続き関係諸団体との連携を図り、観光振興に取り組んでまいります。

2点目の広域観光事業の推進につきましては、地域の稼ぐ力を引き出し、地域住民の誇りと愛着の醸成を通じて、地域社会に好循環を生む持続可能な観光の視点に立ち、一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローとの連携を主軸として、関係自治体や関係団体と一体的に広域観光事業を展開することにより、地域経済の活性化、地域の魅力向上となるさらなるにぎわいづくりに向けた取組を進めてまいります。

3点目の岸和田城天守閣耐震対策基本計画の推進につきましては、令和5年度に策定いたしました本計画に基づき、令和12年度の天守閣リニューアルオープンに向けた調整に取り組んでまいります。

次に、文化国際課でございます。1点目の文化創造ビジョン・岸和田の推進につきましては、令和5年度に策定いたしました文化振興計画に基づき、本市の文化振興施策を進めてまいります。

2点目の国際交流事業の円滑な実施につきましては、姉妹都市、友好都市との交流事業が円滑に実施していくよう調整を進めてまいります。特にこの夏に実施いたします米国サウスサンフランシスコ市との青少年派遣事業のほか、大阪・関西万博の期間中、姉妹都市、友好都市からの訪問団受入れに向け、相手都市との調整を進めてまいります。

3点目の文化施設のあり方の検討につきましては、本市の文化振興施策を維持しつ

つ、文化施設の建物、設備の現状調査や利用状況の分析を行い、今後の在り方の検討に向けて、基礎となる資料の作成に着手いたします。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

環境農林水産部の事務概要について御説明いたします。4ページをお願いします。

1の各課別事務概要と職員数につきましては、記載のとおりでございます。2のその他主要参考事項につきましても、記載のとおりでございます。5ページをお願いいたします。3の各課別当面の懸案事項につきまして、各課別に御説明いたします。

まず、環境保全課でございます。2050年脱炭素社会の実現に向けた取組の推進につきましては、市民や事業者の皆様方と連携しながら、2050年における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、効果的な取組を全庁的に進めてまいります。

次に、廃棄物対策課でございます。1点目のごみ行政全般の経費の見直しにつきましては、適切な経費算出のルールづくりや社会情勢の変化に合わせた収集体制の見直しなど、検討、調整を進めてまいります。

2点目の天の川浄苑の老朽化につきましては、老朽化が進んでいる施設を適切に管理し、円滑なし尿処理に努めてまいります。

3点目のきれいなまちづくりの推進につきましては、市民の美化意識の向上を目指し、引き続き、啓発活動に重点を置いた取組を進めるとともに、市民の皆様のニーズの反映に努めてまいります。

4点目のごみの分別、減量化の推進につきましては、排出者の分別のさらなる徹底に向け、周知に努め、ごみの減量化を進めてまいります。

次に、農林水産課でございます。1点目の防災重点農業用ため池の管理及び改修の

推進につきましては、防災重点農業用ため池の点検及び老朽化が進み危険なため池、耐震診断の結果に伴い改修が必要なため池について、地元と協議を重ねながら整備改修事業を計画的に進めてまいります。

2点目の丘陵地区農整備事業の推進につきましては、整備が完了した市有農地の売却を進めるとともに、先進的な農業形態や担い手の育成を進めてまいります。

3点目の農水産物ブランド化の推進につきましては、関係者連携の下、岸和田市の農水産物等を使用した食の磨き上げを図りながら、市場や消費者へのPRを進めてまいります。

4点目の森林保護および森林整備の推進につきましては、倒木危険性のある樹木伐採、森林経営計画に基づく活動の支援に加え、新たな森林経営計画の策定が可能な林班における間伐等の環境整備を行ってまいります。

5点目の有害鳥獣被害防止対策の実施につきましては、担い手確保に向けた狩猟免許の取得支援とともに、農業団体、猟友会の方々や有害鳥獣対策協議会等と協力し、追い払いや捕獲等の活動推進に努めてまいります。

6点目の岸和田水産業戦略の推進につきましては、令和8年度に開催される第45回全国豊かな海づくり大会「魚庭（なにわ）の海おおさか大会」の成功に向けた取組を進めつつ、地域資源の価値や魅力を生かした水産業の振興を図るため、中長期を見据えた（仮称）水産業振興計画を策定するとともに、岸和田市内の3漁協を中心とした水産業関係団体等と（仮称）岸和田市デジタル水産業推進協議会を設立し、デジタル水産業戦略拠点整備を進めてまいります。

続きまして、農業委員会事務局の事務概要について御説明いたします。13ページを

お願いします。

1の各課別事務概要と職員数につきましては、記載のとおりでございます。2のその他主要参考事項につきましては、特にございません。3の当面の懸案事項の農地利用の最適化に向けた取組につきましては、農地の集積、集約、遊休農地の解消、新規就農者への支援に取り組んでまいります。

○奥野光好まちづくり推進部長

まちづくり推進部の事務概要につきまして御説明いたします。6ページから7ページまでをお願いいたします。

1の各課別事務概要と職員数及び2のその他主要参考事項については、記載のとおりでございます。3の各課別当面の懸案事項について御説明いたします。

まず、都市計画課でございますが、1番目は、都市計画の見直しの調査・検討及び適切な変更手続きの推進でございます。社会情勢の動向や関係部署の事業進捗に応じて、適切に都市計画変更の手続を推進してまいります。

2番目は、景観まちづくりの推進でございます。本市には心を豊かにする景観資源が多く、こうした資源を有効に発信していくとともに、地域主体の景観まちづくりの取組などとの連携支援や、平成22年に策定した岸和田市景観計画の見直しに向けた検討作業を推進してまいります。

次に、建設指導課でございますが、1番目は、指定道路台帳データシステムの更新でございます。今年度中にデータシステムのリース期間満了を迎えますので、それに合わせまして、指定道路情報、建築計画概要書及び開発登録簿等の情報を搭載した新システムを構築し、事務の効率化を進めてまいります。

2番目は、市街化調整区域における開発許可基準の取扱いの調査・検討でございま

す。府内行政庁の開発許可基準の実態調査及び本市総合計画や都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、関係部局とともに連携、調整を行い、検討してまいります。

次に、住宅政策課でございますが、1番目は、市営住宅ストック総合活用計画の推進でございます。本市が管理する市営住宅を対象に、中長期的視点に立ち、住宅ストックの効果的かつ円滑な更新を図るため、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ってまいります。

2番目は、空家等対策計画に基づく施策の推進でございます。人口減少や既存の住宅建築物の老朽化等に伴い、適切に管理されない空き家が年々増加し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがございます。空き家の維持管理は所有者責任であることに対して、意識啓発等の施策を推進してまいります。

3番目は、既存建築物の耐震化の促進でございます。住宅の耐震化率95%の達成を目指し、さらなる耐震化の促進を図り、市民の安全・安心を確保してまいります。

次に、都市整備課でございますが、1番目は、市街地形成事業の推進でございます。駅周辺の利便性向上や市街地の再生を進めるため、南海春木駅及びJR久米田駅周辺の道路拡幅整備を進めてまいります。

2番目は、泉州山手線の整備促進及び沿道まちづくりの推進でございます。泉州山手線整備推進協議会による早期延伸に向けた要望活動とともに、土地区画整理組合の設立に向けた調整など、まちづくりの事業化に向けた取組を進めてまいります。

3番目は、ゆめみヶ丘岸和田のまちづくりの推進でございます。都市エリアではおおむね年内に基盤整備完了を目指すとともに、引き続き雇用やにぎわいの創出に向け、取り組んでまいります。また、自然エリア

では里山保全の取組への支援を行うとともに、適正な保全管理に向けた取組を進めてまいります。

最後に交通まちづくり課でございますが、1番目は交通まちづくりアクションプランに基づく施策の推進でございます。路線バス、ローズバスの運行支援、利用促進、再編の検討や地域の生活の足の確保に向けた各種検討、支援、持続可能な仕組みづくりなどに取り組んでまいります。

2番目は、都市基盤の整備に係る施策の検討及び推進でございます。各種計画に基づく都市基盤の整備について、インフラ部門を所管している関係課間で情報共有を図りながら、市内のインフラに関する事業の推進に向けた調査検討に取り組んでまいります。

○末原佳一委員長

報告が終わりました。

ただいまの各報告に対する質問等がありましたら、冒頭に担当課名、該当する項目をお示しの上、発言願います。

○宇野真悟委員

事務概要の13ページ、農業委員会事務局に対し、事務概要の2、農地法、農業委員会等に関する法律等に定められた農地や農業者等に関する法令業務並びに懸案事項の農地利用の最適化に向けた取組に関連した質問をいたします。

本市を含めて全国的に農業の担い手不足が問題となっている一方で、農地の購入や賃借には一定の条件があり、農業委員会の許可が必要と聞いておりますが、その条件、判断基準についてお答えください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次長

農業委員会では、農地法第3条第2項第1号に関わる、申請する農地を含め、所有または借りている全ての農地を効率的に利

用して耕作する計画があることの判断とし、まして、権利取得者等の経営規模、作付作物などを踏まえ、機械、労働力、技術などを総合的に勘案して判断しております。

耕作目的で新たに農地を買う、借りる方における農作業の技術につきましては、農業大学校を修了していること、または熟練農家等のおおむね6か月以上の就農経験があることなどを確認することができる書類の添付をいただいております。

第4号に関わります農作業に常時従事する要件につきましては、農林水産省が発出しております農地法関係事務に係る処理基準に基づき、作業内容や状況により一部例外はあるものの、年間150日以上 of 農作業への従事を判断しております。

第6号に関わります地域との調和要件については、周辺農地の集団化や効率的な利用を阻害するような取得でないということの審査をしております。なお、法人が耕作目的で農地を買う、借りる場合には、農地所有適格法人であるかどうかの確認も行っております。

○宇野真悟委員

食料安全保障や昨今の物価高の面からも、国も農業従事者を増やそうと言っている割にはハードルが高いなというのが正直な感想でございます。一方で、サラリーマンなどが定年退職を契機に農業を始めようという話をよく聞きます。また、志を持って農業をなりわいにしようとする新規就農希望者もいらっしゃいますが、そのような農作業経験のない方が耕作目的で農地を買う、借りようとしても、さきの答弁のように農地を効率的に利用して耕作する計画を担保する技術がないということで許可が得られないというのが実情です。

今後とも本市の農業の担い手を確保していくためには、このような意欲のある人が農

業に携わることができる環境や、農地に対する知識、経験を重ねていく取組も必要かと思いますが、本市の見解をお答えください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次長

農業を始めるということは、自営業主として開業、独立することですので、農業改良助長法に基づく普及指導員を配置しております大阪府のほか、岸和田市農業委員会、農業協同組合が連携を図りながら、各段階に応じた相談の受付や支援を行っております。

農林水産課では、農業への人材の呼び込みとして、新規就農者育成総合対策事業を実施し、就農後の経営発展に必要な機械、施設等の導入支援や経営開始直後の認定新規就農者への資金交付などを継続者を含めた方々に支援を行っております。

また、岸和田丘陵土地改良区の農整備エリアの市有農地を活用しまして、JAファーム、JAいずみのの協力を得まして、認定農業者の育成に資する新規就農者等担い手の確保、育成にも取り組んでおります。そして、最初の一步となります、まずは農業をもっと知ってもらうことが重要という認識の下、きしわだ生き活き農業応援団による農業体験や、今年秋に岸和田丘陵土地改良区が開設いたします市民農園等の取組を通じ、農業に親しみを持ってもらうような裾野を広げながら、多様な担い手が確保できるように努めているところでございます。

○宇野真悟委員

今年秋に岸和田丘陵土地改良区において市民農園を開設するということですので、農業を始めようという方に対して、ぜひ周知していただきたいとともに、今後の利用状況等を見て、まだ需要があると判断でき

るのであれば拡大も検討していただきたいと思います。

また、農業体験や市民農園等を利用されている方に対して、新規就農者育成総合対策事業等へとステップアップできるような取組をしていただき、今後も本市農業が持続できるように要望いたしまして、この質問を終わります。

○高比良正明委員

事務概要より3点お伺いいたします。1番目、建設指導課の建設基準法及び都市計画法の違反指導に関することについて質問します。

私の2023年12月11日及び2024年6月18日の一般質問では、長期間にわたって違法状態が続いている建築物についての質問を行っており、関連して伺います。

市街化調整区域内では、都市計画法により建築できる建築物に制限がありますが、そこで違法に建築し、ブリーダー事業を営んでいる事業所が少なくとも2か所あります。その事業自体は大阪府の事業登録を受けて事業を営んでいるわけですが、そもそも都市計画法上、市街化調整区域には立地ができない用途にもかかわらず事業登録を受けていること自体、大いに疑問があります。そこで、法令間での連携はできないものなのでしょうか。

また、当該2事業者は、登録事業者として大阪府のホームページで一般に公表されていますので、その事業者が都市計画法、建築基準法に違反している事実を本市が公表したとしても特段問題はないように思われますが、どのようにお考えでしょうか。

○岩崎稔建設指導課長

一般的に、各法令によります事業認可や登録の際は、その根拠となる法令におきまして、関係規定としまして、都市計画法や建築基準法の記載がなければ、都市計画法、

建築基準法の規定に適合し得なかったとしても、その事業認可等に係る関係規定に適合さえしておれば認可等がなされることになってございます。それは、都市計画法や建築基準法における許認可においても同じことが言えます。

また、その違反者が他法令におきまして、このケースでは動物愛護管理法になってございますが、事業者として氏名などが公表されているのであれば、都市計画法や建築基準法で違反指導している事実を公表しても特段問題はないのではないかと御質問についてですが、何らかの形で氏名などが公表されている事実だけをもって、本市が都市計画法や建築基準法の違反者として氏名などを公表することは困難であると考えてございます。

○高比良正明委員

当該事業者は、府への登録により申請者、動物取扱責任者の名前と所在地が公表されており、府の動物愛護管理センターに対して、他の法律に違反している業者を登録させて洗浄する矛盾についてもお話いたしました。動物愛護法も性善説を前提としており、ほかの法律違反とは照合ができず、第一種動物取扱業者として各法令の中で関係規定に適合しておれば、登録がなされる旨説明を受けていますが、市民の安全、平穏な暮らしを考えると、到底納得し難い思いがあります。

当該ブリーダーは犬の飼養を行っていると推測されますが、現場を本市に対しても確認させず、犬が苦しむ飼育環境かとも考えられます。動物や市民の安寧を守るためにも、関係機関との連携を密にし、本市としては違反建築物の早期是正と新たな違反建築物発生の防止に努めていただくことを求め、次の質問に移ります。

2 番目、交通まちづくり課の交通施策に

関することについて質問します。

施政方針として、泉州山手線への L R T こと軽便鉄道の整備がありましたが、新規鉄道のような交通網を敷設することは可能なかどうか伺います。

○秦威夫交通まちづくり課長

南海泉北線の延伸は市民の期待も高いものですが、その実現に向けては多くの課題があります。しかしながら、泉州山手線には一般の自動車だけではなく、市民生活や地域の活性化を支える基幹的な公共交通機関の導入が必要と考えております。そういったことから、将来の可能性を見据えつつ、鉄道延伸だけではなく、L R T などの既存の交通システムや自動運転に代表される先端技術も含めて、あらゆる可能性を検討しながら、まずは早期に実現可能な交通手段の導入に向けて取り組みたいと考えております。

○高比良正明委員

道路の幅員は31メートルと聞いており、第二阪和国道と同じぐらいと比較した場合、L R T を複線とすると、停留所の幅も含めて10メートル弱は必要であり、物理的に敷設できないのではないのでしょうか。

○佐野英利市長

委員御指摘のとおり、L R T を実際に導入するとなると、泉州山手線の幅員が31メートルということですが、その軌道を敷くことは可能なのか、道路の勾配や構造などとの関係はどうなるのか、事業者は誰になるのか、事業費は幾らになるのか、幾つもの課題があります。それらの課題は必ずしも解決できないというものではなく、将来の岸和田市のために、岸和田市をよくするために何が必要か、最適かということ念頭に組み組んでいきたいというふうに考えております。

その中で L R T は有効な選択肢の1つで

あると考えておりますが、L R Tも含めて、将来あらゆる可能性を否定することなく、最適な公共交通の導入について検討を進めるよう担当部局に指示したところでございます。

○高比良正明委員

市長御自身も言われているように、幅員であったり勾配であったり、非常に問題は大きいと思いますので、L R Tは私は非常に難しいというふうに考えているんですけども、もう1点、近隣で言えば、多分、同じように南海電気鉄道株式会社の協力が必要であるかというふうに思います。

堺市では阪堺電気軌道があり、あれは南海線ですけども、L R Tなんです。あそこの経済状況自体は、毎年年間2億円赤字が出ております。L R Tの車両の購入補助1億円を含んで、2010年から10年間で約49億6200万円の支援を堺市は行っておるわけです。それでも市の補助金を含まない2023年の営業収益は2億円弱の赤字なんです。65歳以上の市民は南海バスと近鉄バスも含めて100円で乗車できるおでかけ応援制度もあり、収支改善はしておりますけれども、公共交通利用促進事業だけで毎年5億円強の予算が組まれており、阪堺線では、軌道の維持管理で本年度も2500万円の予算計上がなされております。私はL R Tの敷設を歓迎しますけれども、将来の軌道維持管理費も考えて、現実的には難しいと考えます。

バスを基盤とした都市大量輸送システムであるB R Tについても、東北では津波に被災して鉄道が廃線となった後の敷地を利用して運行されており、渋滞を考慮しても専用道路が望ましいようです。

昨年、茨城県日立市で完全無人のレベル5には届かなくても、特定条件下で完全自動運転が可能とされるレベル4の自動運転バスが営業運行していますが、路線の大部

分が廃線となった日立電鉄線の跡地であり、一般道部分では人が運転しております。

既にサンフランシスコでは完全に無人のタクシーが営業しており、大阪メトロでは2035年までの計画案として24時間の無人バス運行を掲げておりますので、そちらを視野に入れた交通網の計画を提案して、最後の質問に移ります。

○米田貴志委員

観光課の観光創造ビジョン・岸和田の推進という点で懸案事項で挙げていただいておりますので、その点について、確認も含めてお聞きさせていただきたいと思います。

期待してつくられたこの観光創造ビジョン・岸和田でございますが、これは令和5年度に策定されました。先ほど説明ありましたように、6年間、前期3年、後期3年で分けて、こういう形でやっていく。前期の状況を顧みて、後期にも反映させて、よりいいものに仕上げて前へ進めていこうと、作りはこういったものだというふうに思っております。

そういった中、どうしても観光創造ビジョン・岸和田を見ますと、1点は観光客の伸びというものが中間目標、それから最終的な目標が定められております。そういった中、今回、観光創造ビジョン・岸和田の中にも書かれているんですけども、大阪・関西万博であつたりとか、後期の中にはワールドマスターズゲームズ2027関西であつたりとか、しっかりそういうのが盛り込まれております。

現在、大阪・関西万博が開かれておる中で、本市のそういった状況でございますけれども、観光入り込み客数というんでしょうか、まずはこの点の目標の280万人に対してですけども、どういった状況なのか、インバウンドのことも含めて、そして評価されているのか、お示しいただきたいと思いま

す。

○井上江美観光課長

令和6年度末での主要観光施設の入り込み客数は約309万人でございました。この数値のみで見ると、本計画の最終年度であります令和11年度の目標値300万人を上回る結果となりました。

インバウンドについては、まだまだ少ない状況ではありますが、例えば岸和田城では、令和5年度が2820人であったところ、令和6年度は4087人となっております。約309万人という先ほどの数値については、前年度からの増加の大きな要因でございますけれども、蜻蛉池公園の約20万人でございますけれども、それを除いたとしても約289万人となることから、一定の評価はできるものというふうに考えております。

インバウンドの受入れについて、昨年度は岸和田城薪能や、きしわだスイーツまつりの際には10名の外国人留学生をお招きいたしました。留学生にはSNSの発信をしていただき、地域の方とのコミュニケーションも積極的にとっていただきました。アンケート結果等を反映し、改善しながら事業を1つずつ丁寧に実施し、地域の方の御協力も頂きながら、少しずつではありますが、インバウンドの数も増加しているというふうに考えております。

○米田貴志委員

約309万人という数字だけを見れば280万人を大きく上回っているということで、その点では評価できるのかなというところでございます。今、蜻蛉池公園が約20万人とおっしゃいました。本当に今、大きな施設が3ヘクタールのところにも入りまし、犬のああいうのが蜻蛉池公園の中にもできて、あそこはすごいにぎわっているんですね。だから、最近、あそこは子供連れとペット連れの方々がすごく家族で来

ているので、それをどうこっちへ振り向かせるかというのも1つの課題なんだろうなというふうに思っていて、そういったところのお金をどう引っ張ってくるかということもしっかり考えていかなあかんのだろうなと。その辺のPRもまた今後は1つの課題になるんだろうというふうに思います。

インバウンドの数も今おっしゃっていただきました4000人強ということでございました。もっと増えているような気はするんですけども、なかなか数字として落とし込めていない部分もあるんじゃないかなという気はしております。

土日に、たまにここへ行きますと、よく人が来られていますし、代わりに写真を撮ってあげたりもさせていただくんですけども、そういったことを重ねながら、このインバウンドの方々、特にさっき触れましたけれども、大阪・関西万博をやっているの、そこにどんだけ外国の方が来ているのかというデータも踏まえながら、そういった方々にどうPRしていくのかということも1つの手段になっていくんだろうなというふうに思うわけですが、そういった大きな数字ばかりを見ているのも大事なんですが、本市としては、大事なのは、本市の主要観光施設については目標値を達成したということでしたけれども、本市の観光施設についてはどのような状況になっているのか、その点を踏まえ、どう評価しているのか。そして来年度、中間検証を踏まえて、今年度はどのような形で取り組もうとしているのか、お答えいただきたいと思います。

○井上江美観光課長

本市の観光施設全体では、前年度比約11%の増加でございました。岸和田城では、令和7年の3月から城門にてカウンターを

設置いたしまして、城の入場者とは別に人数を計測しております。桜の時期、人の往来が多い3月、4月の2か月間で、城門を通過した人と城の入場者との差は約2万人でございました。まずはその方たちを城へ誘導し、3階から八陣の庭を見ていただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

今年度4月以降、大阪・関西万博の影響もあり、首都圏からのお客様が増加しており、インバウンドについても前年度と比べ増加している状況でございます。観光創造ビジョン・岸和田に掲げた施策を実施してきたことが少しではありますが表れてきたものというふうに考えております。

今年度は新たなステップとして、城周辺の着地型体験コンテンツを通年でKKday等の海外旅行サイトで販売し、旅マエで選んでいただけるような取組を実施いたします。また、旅ナカでは鉄道事業者様にも御協力いただきながら、関西国際空港に近いという地の利を生かし、数時間立ち寄っていただけるように、大阪、泉州、岸和田をPRしてまいりたいと考えております。

また、観光振興は、地域の方の御理解、御協力がなければ成り立ちません。今年度は地域の方と観光振興についての認識を共有できるようにワークショップを開催できればというふうに考えております。

○米田貴志委員

分かりました。最後のワークショップというのはなかなか今後のあれだなと思うんですけども。

答弁の中に大阪・関西万博開催中に来訪していただくPRについて、旅マエと旅ナカというところを取り上げていただきました。薪能のときは、旅ナカというか、そういうところがあったので、ちょっとPRに欠けたかな、あれは本当にもったいないな

というふうに思っておりますので、旅マエのPRというところが非常に大事なんだろうと思っていますので、そこも振り返ってやっていただきたいというふうに思うんですが、本市のコンテンツの海外旅行サイトでの通年販売体制を整えるという答弁があったんですけども、今年度から始めるということではございました。

地域の方の御協力を頂きながら、魅力ある販売コンテンツを1つでも多く造成して、積極的に進めていただきたいというふうに思うわけでございます。地域の方の御協力が1つのキーなんだろうというふうに思います。

私が言うまでもないと思いますが、もとの観光振興計画も人しるべというのがキーワードにあったと思います。岸和田市を盛り上げていくのは、地域の方々が観光者、来訪者に対して人しるべとして、あそこはおいしいから食べていきや、あそこ見てきた、そういうようなきっかけが観光のルーツになる、きっかけになるというか、広がりになるんだというところではございましたので、それがきっと生きていくんだろなというふうに思うわけでございます。

また、旅ナカのPRについて言えば、大阪府へということで、今、御承知のとおり、成田国際空港イン、関西国際空港アウトで来られる方がいらっしゃるんです。また、もう1つは、関西国際空港の場合は、関西国際空港イン、関西国際空港アウトということも考えられますので、こういった方々に対して本市はどのようにPRしていくのかということもお答えいただきたいと思います。

○井上江美観光課長

今年度は人と技術を連動させたプロモーションを予定しております。まず人でございますけれども、関西国際空港インの方に

対しては、7月末に関西国際空港内第1ターミナル1階到着フロア広域周遊観光PRブースでPRを、関西国際空港アウトの方に対しては、帰国前の数時間を本市で過ごしていただけるよう、8月末に南海なんば駅付近でのPRを予定しております。

次に、技術につきましては、大阪観光局と共同で、現在大阪府に来られている方を対象に、その方たちが御覧になっているサイトへ直接広告を配信するデジタルプロモーションを実施いたします。そのほか、大阪・関西万博開催中は、様々なPRの機会について随時情報が発信されているため、その機会を逃さず対応していきたいというふうに考えております。

○米田貴志委員

ぜひお願いしたいと思います。今回は、前期の中に大阪・関西万博というキーワードがございました。後期の部分にはワールドマスターズゲームズ2027関西というキーワードがございます。これも完全にインバウンドですよ。ワールドマスターズゲームズ2027関西には世界から来るわけで、ここは岸和田市がBMXの会場ということで、もう予定されているわけでございますので、それを生かして旅マエのところで、また、成田国際空港、関西国際空港それぞれで、これからどのような手を打っていくのかということをしっかし踏まえて考えていかなければならないのではないかなと思っているわけでございます。

取りあえず、その点も踏まえて対応していただきたいなと思いますし、また、元に戻りますけども、観光客の入込み客数が多かったというのはよかったことだというふうに思うんですが、それで本当にお金落ちる、流動する、周遊させるというのが岸和田市の観光の目的の1つでもあったというふうに思いますので、1か所に来て、

はい、さようならではなかったと思いますので、この周遊観光を、自転車であったり、いろんなものを使いながらしていくというのがもともとの観光施策の中にあったと思いますので、そういったところも含めながら、よりよいブラッシングを期待して、この質問は終わります。

○中井良介委員

文化国際課にお尋ねします。懸案事項に文化施設のあり方の検討というのが出されているんですが、何年か前からこの事項が入っているように思うんですが、どういう経過で、どんなふうに検討されているのか、お願いします。

○田宮真理子文化国際課長

文化施設につきましては、令和5年3月に策定されました岸和田市新行財政改革プランにおきまして、中長期的な観点から、総量縮減を前提とした、文化施設、ホールの統廃合について検討するとなっております。また、令和7年3月に岸和田市新行財政改革プランに係る提言書が岸和田市行財政改革検討委員会におきまして取りまとめられております。その提言の中に、文化施設のダウンサイジングに向けた検討が必要であるということ踏まえまして、今後の検討に必要な課題を明らかにしていくこととしております。

○中井良介委員

ダウンサイジング、総量縮減という方向というのは、今の状況を見れば分らんことはないんですが、たくさんの方が利用したり、文化活動をされている人もたくさんおられますし、そういう方たちに対してはどんなふうに対応されているんでしょうか。

○田宮真理子文化国際課長

現在におきまして、文化施設がどうなるのかという明確な方針が出ておりませんので、浪切ホール、文化会館の利用者におき

まして、この件に関する御説明は現時点では行っておりません。

○中井良介委員

検討内容はどういうことを検討されているのか、もう少し教えてください。

○田宮真理子文化国際課長

まず、浪切ホールでございますが、平成14年4月に開館しまして、23年を迎えております。浪切ホールの建物、各種設備の現状の確認を行いまして、今後必要となる維持補修費がどれぐらいになるのかということで把握いたします。

また、浪切ホールと文化会館の利用の実態を分析いたしまして、施設運営上の課題の整理を行い、今後の文化施設の在り方、文化施設の再編等に向けて、課題を整理していきたいと思っております。

○中井良介委員

検討は担当課でやられているのでしょうか。先ほども言いましたように、たくさんの方が利用したり、文化関係のそういう団体もあつたりしますけれども、そういう人たちと一緒に議論していくということはされていないのでしょうか。

○田宮真理子文化国際課長

現時点において、利用団体の方と懇談を持つということはしてございません。ただ、方向性が定まっていく中で、当然、岸和田市文化振興審議会の議論もございまして、利用者の皆様方のお声は非常に重要であると考えております。

○中井良介委員

岸和田の文化の拠点として、この3館が現在もあるわけで、多くの人が利用している中で、老朽化もしてきているでしょうし、当然いろいろ検討は必要だと思うんですが、これからも岸和田市の文化の振興に役立つような施設管理も含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと要望して終わります。

○京西且哲委員

2点お伺いします。1点目は、産業政策課。スポーツドーム跡地の売却が完了したということなんですけども、後の活用について、スケジュールというのは担当課に届いておるのでしょうか、お伺いします。

○上東東産業政策課長

スポーツドーム跡地の利活用のスケジュールという御質問でよろしいですかね。事業者が土地所有者である大阪府から売却がもう4月で進んでおりまして、所有権が移転してございます。新たな事業者が既に一部利用もなさってございますけども、事業計画の中の1つに、クレーン等の教習所を新たに設置するということですか、あるいは地域に開いたような乗船体験会とかのイベントなんかもやるという計画がございしますので、その点を受けてございますので、そのうちのクレーンの教習所につきましては、今、必要な登録等の手続きをしているところで、今年度中には一旦、一部開設できるという計画で進めているというふうに聞いてございます。地域のイベントについては、順次計画中だというふうには聞いてございます。

○京西且哲委員

具体的なスケジュールというのは審査過程では提示はされていないのでしょうか。特にこの土地、場所については、岸和田旧港地区周辺の魅力づくり構想のメインの土地であって、審査会でも言われているように、岸和田旧港地区周辺の魅力づくり構想の趣旨とは違った形にはなるが、売却するという一言が入っています。となれば、この魅力づくり構想をこのまま維持していくのであれば、ここでどれぐらいのにぎわいなりがどの時点で実際動き出すのか、その辺のスケジュールというは担当課としては把握しておくべきかと思うんですけども、現時

点ではスケジュールとか、何年度に何をとかというのはまだ届いてないということではないんですか。

○上東東産業政策課長

具体的には大阪府を通じましてお聞きはしてございます。工事が今年の7月、来月から着手しまして、登録教習の開始は令和8年の4月というふうには聞いてございます。今、一定の地域参加型イベントについては、具体的にはお聞きしてございませんけれども、実施できるようにお話はさせていただいてございます。いずれも大阪府に対してでございますけれども、土地の購入に際しまして御提案いただいた事業内容でございますので、この確実な実施に向けては、大阪府と共に先方にも重々御要請させていただいているところでございます。

○京西且哲委員

そこは大事なので、ちゃんとやってくださいね。なかなか大阪府は、岸和田市のメインの土地でありながら、あまり関心を持っていないようなので、そこをしっかりと追っかけていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それともう1点、廃棄物対策課に以前から確認しているんですけども、旧清掃工場跡地、ここの3者での活用についての細部の運用の状況の調整というのは進んでいるんでしょうか。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

御答弁申し上げます。

以前から御質問いただいている旧清掃工場の跡地の利用についてですけれども、以前御答弁申し上げたとおり、我々職員等が入って、仮置場から一部のものを置くという、その方向性は変わってございません。今御質問いただきました、その中での具体的なルールということかなというふうに思うんですけども、まだ検討段階でござい

まして、お示しできるものはございません。

○京西且哲委員

これ、協議はやろうとしているんですけど。もう何年もたっているんですけど。いつ災害が起こるか分からなくて、災害廃棄物の処理というのは、各町会単位での仮置場で、要は集積場ですよ。これはもう完了していると聞いています。しかし、市が設置しなければならない仮置場が不足しているということ、これも滞っていますよね。特に旧清掃工場跡地はこれしか使い道がないんです、災害廃棄物のストックヤードとして。これについては3者でどういう形で運用するかというのは、以前から早く調整しなければならないということで、多分理解はしてくれていると思うんですけども、具体的にはそういう話合いというか、調整のテーブルには着いたことがあるんですか。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

岸和田市、貝塚市、それと岸和田市貝塚市清掃施設組合の3者での会議は定期的に持っておりますので、その際に話題として取り上げたことはございます。ただ、なかなか協議が進んでいないというのが現状でございます。

○京西且哲委員

しっかりと、必要であると理解しているのであれば、一日も早く具体的な運用ルールというものを3者で協定をつくっておかないと、災害が起こったときに混乱しますよ。それだけ申し上げておきます。

○糸原佳一委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、魅力創造部、環境農林水産部及び農業委員会事務局、まちづくり推進部の事務概要の報告を終わります。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、建設部、下水道河川部、公営競技事業所の事務概要の報告を求めます。

○河畑俊也建設部長

建設部の事務概要について御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

1の各課別事務概要と職員数及び2のその他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。3の各課別当面の懸案事項について御説明いたします。

まず、建設管理課でございます。1つ目は、事業用地活用の取組でございます。現在、都市計画道路の事業用地におきましては、先行買収により取得した未利用地があり、事業着手までの期間は貸付け等による活用を行っております。令和6年度も貸付けについて、広報や町会への回覧等、周知活動を実施いたしました。一部新規で貸付けを3か所契約することができました。まだ未利用地がございますので、引き続き活用できるよう周知等を行ってまいります。

2つ目は、市営自転車等駐車場運営の効率化でございます。現在、市営自転車等駐車場につきましては、市内7駅に11か所あり、指定管理者により駐輪場を運営しております。より一層の住民サービスの向上や行政コストの削減を図るため、利用状況も踏まえ、機械化の促進や、施設管理などについて効率化を図れるよう、今後とも取り組んでまいります。

次に、道路整備課でございます。1つ目は、道路舗装更新事業の推進でございます。道路舗装修繕計画に基づき、主要道路の舗装について、損傷の程度及び重要度等を勘案し、計画的な更新を推進してまいります。また、生活道路などにつきましても、損傷の程度及び重要度等を勘案し、更新を推進してまいります。

2つ目は、都市計画道路田治米畑町線整

備事業の推進でございます。府道春木岸和田線から星和上松台までの区間、約730メートルにつきましては、令和2年度に事業認可を取得し、順次事業を推進しているところでございます。今年度は昨年に引き続き、用地買収、物件補償を進め、また、道路築造工事を行ってまいります。

次に、公共建築マネジメント課でございます。1つ目は、岸和田市公共施設最適化計画に基づく施設所管課への個別施設計画策定支援でございます。公共施設の在り方に関して、岸和田市公共施設最適化計画に基づき、個別施設計画を策定してまいりましたが、一部未策定施設がございます。その分について関係課と調整し、策定を進めてまいります。

2つ目は、市有建築物の耐震化の推進並びに進捗管理でございます。平成30年度に改訂いたしました市有建築物耐震化実施計画に基づき、引き続き関係各課と調整を図りながら耐震化を進めてまいります。

最後に、公園緑地課でございます。1つ目は、都市公園の整備推進及び維持管理でございます。現在、公園緑地課で管理している都市公園及び児童遊園は、中央公園をはじめ311か所ございます。安全で安心して公園を御利用していただけるよう、公園遊具の点検や施設の更新など、適切な維持管理に努めてまいります。また、都市公園の整備推進につきましては、公民連携による新たなにぎわいと交流を目指し、Park-PFI等の民間活力の導入について検討を進めてまいります。

2つ目は、市営墓地の運営管理に係る検討でございます。流木墓苑につきましては、昨年度より合葬式墓地の供用開始を実施いたしました。これらの円滑な運用と一般墓地の安定的な管理運営を図るため、令和8年度からの指定管理者制度の導入に向け、

取り組んでまいります。

3つ目がパンダバンブー関連事業の推進でございます。2022年8月に岸和田市、白浜町、アドベンチャーワールドの3者で締結いたしましたパンダバンブーSmile広域包括連携協定に基づき、事業を推進してまいります。

○越智正則下水道河川部長

下水道河川部の事務概要につきまして御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1の各課別事務概要と職員数につきましては、記載のとおりでございます。11ページをお願いいたします。2のその他主要参考事項につきましても、記載のとおりでございます。3の当面の懸案事項につきまして、各課別に御説明いたします。

まず、下水道河川総務課の下水道事業の経営改善でございますが、今後、増加が見込まれます老朽施設の維持更新に係る経費へ対応するため、事業のさらなる効率化を進めるとともに、経費の削減と収入の確保に努めてまいります。

下水道河川整備課の下水道処理区域の広域化の推進でございますが、生活排水処理の効率化に向け、農業集落排水処理区の流域関連公共下水道への統廃合に取り組んでまいります。

また、老朽管渠施設の改築・更新でございますが、公共下水道につきましては、建設から維持管理へシフトする時代を迎えております。管渠施設の効率的な改築、更新を進めるとともに、厳しい財政状況ではございますが、未整備地域への整備促進にも努めてまいります。

最後に、下水道施設課の下水処理場・各ポンプ場の施設更新及び耐震化でございますが、耐用年数が経過し、老朽化した施設につきましては、年次的に施設更新を行う

とともに、耐震化についても取り組んでまいります。

○横田智美公営競技事業所長

公営競技事業所の事務概要につきまして御説明申し上げます。事務概要の12ページをお願いいたします。

1の事務概要と職員数、2のその他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。3の当面の懸案事項につきまして御説明申し上げます。

1点目は、本場・場外を問わずさらなる売上の向上でございます。今月17日から22日までの間に開催いたしました高松宮記念杯競輪並びにパールカップでは、6日間総額で132億円を売り上げました。今後も広報、宣伝を有効に活用するなど、売上げの向上に努めてまいります。

2点目の開催業務等包括委託等の開催運営経費を適正に管理し収益を確保するでございますが、令和2年度より包括委託いたしておりまして、今年度より新たに5年の契約を締結いたしました開催運営業務につきまして、快適な場内環境の維持やお客様サービスの向上をはじめ、適正な運営がなされているかを管理し、収益の確保に努めてまいります。

○末原佳一委員長

報告が終わりました。

ただいまの各報告に対する質問等がありましたら、冒頭に担当課名、該当する項目をお示しの上、発言願います。

○高比良正明委員

建設部公園緑地課の公園維持管理について御質問いたします。

昨年2月に岸和田市ソフトボール連盟より、来年3月に日本ソフトボール協会主催の第44回全国高等学校女子ソフトボール選抜大会が浜工業公園で開催されるということでしたけども、それに伴って要望書が提

出されております。これらの対応については、大阪府ではなく浜工業公園を所管する公園緑地課での対応というふうに考えてよろしいでしょうか。

○黒見進也公園緑地課長

浜工業公園は、グラウンドを含め、公園緑地課の所管となっております。関係課に協力をお願いしながら対応してまいりたいと考えております。

○高比良正明委員

それでは、来年3月に開催とはいえ、そろそろ準備を進めなければならない段階になってくるというふうに考えております。私も見に行きましたけれども、女性の屋外トイレは個室が2つで、1つは和式と、来場者が使いにくい状態にあるというふうに考えております。改修等の具体的な動きはあるのでしょうか。

○黒見進也公園緑地課長

3月にソフトボール連盟会長と役員に現地に御足労いただき、立会いを行いました。大会の内容については、お聞きしたところ、今回の選抜大会は和歌山県、奈良県、岸和田市の3か所のグラウンドで開催され、岸和田市がメインの会場になっているということでございました。

開催に当たり、何が一番の問題であるかとお聞きしたところ、委員が御指摘のとおり、女子トイレであるとのことでした。具体的には、和式から洋式の変換とタンク注水の時間短縮により、連続使用が可能になるようにしていきたいということでした。また、グラウンドの表面整備についても加えて要望を受けております。これらについて、グラウンドについては指定管理者に相談しながら、トイレについては、改善の整備や手法、費用について情報を集めているところでございます。

○高比良正明委員

ソフトボール連盟と立会いをしていただき、しっかりとニーズを聞いた上で動いていただけるのであれば、それはよいことだというふうに考えます。このような大会が岸和田市で開催されることは、少年少女のソフトボールが盛んであり、中学校女子全国ソフトボール大会で毎年好成績を収めている中学校が存在する本市にとっても喜ばしいことです。しかしながら、本市の財政状況を考えると、要望の全てに満足できるレベルで対応できるわけではないと思われますので、優先順位を考え、対応を進めていただき、参加した学校によかったなというふうに言っていただけるような大会にできるようお願いいたしまして、この質問を終わります。

○米田貴志委員

1点だけ、申し訳ありませんが、道路整備課の交通安全施設の新設及び修繕に関することでお伺いさせていただきたいんですが、カーブミラーを、様々な御要望を頂きながら、御理解いただいて新設していただいているんですけども、最近、どこが立てたか分からんというミラーが目立つようになってきたというか、岸和田市のマークが入っていないカーブミラーが立っていて、どこが立てたか分からんというのがございまして。いろいろと問合せしても台帳がないとか、古過ぎてということになっているんですけど、道路使用許可も絶対要るはずなんですけれども、そういうときには、例えば、誰かが立てるときには、誰が立てたかと、ミラーには明示するということに決まっているのかいないのか、まずその点を教えていただきたいんですが。

○山田俊晴建設管理課長

道路占用、道路使用のお話が出ましたので、建設管理課からお答えさせていただきます。

過去の許可では、管理者を表示していないものが見受けられ、課題と認識しております。現在は、許可基準によりまして、支柱には必要最小限の大きさを占有者名を表示することとしておりまして、許可しておりますので、現在においては支柱に表示しておるということで、許可しております。

○米田貴志委員

分かりました。今、最小限でといっても結局よう分からへんのですけど、岸和田市と同じ大きさのもので固定したらどうかなと思うんですけどね。実際どこに入れなあかんとか、どれぐらいの大きさをやらなあかんとか決まっていなかったら、例えば、極端な事例で言うと、マジックで書いて消えてしまうたんやみたいになってしてもよくない話やと思いますので。あとで倒れたりとか何かあったときに責任問題になってくるんですよ。だから、そういうところを明確にせなあかんと思うので、そこはちょっと1点考えていただきたいな。これは要望にしておきますので、よろしくお願いします。

それからもう1点は、例えば、カーブミラーを立てるときには、その奥に4軒以上ないとあかんとか、隅切りしてなかったらあかんとかいろんなルールがあって、それはそれでいいと思います。そのことを私は否定するつもりはありません。そうしないと本当にカーブミラーだらけになってしまう可能性もあるので、それは確かにそのとおりだと思います。ただ、町会として、公共団体として、公の団体として、市の基準ではつけられないけども、やはりどうしても危険だからつけなきゃいけないとなったときには自分らが町会でつけることになるんだらうと思うんですけど、そういうときに、例えば、岸和田市から、管理はそっちでお願いするけども、つける1本ぐらいは

提供してあげますよというような形にすることができへんのかどうか、この辺はどうなんでしょうか。

○山田俊晴建設管理課長

御存じのように、岸和田市で必要と、道路整備課で許可基準を持っておるんですけども、そこに合致するのはもちろん本市で設置しています。平成27年にカーブミラーの設置基準をつくっておりまして、それに該当しないものについては設置しておりません。その中で、自治会、地域として、やはりこれは危険だなと判断できるものについては、自治会等で管理することを条件としまして、その許可基準に適合することとしまして、自治会から許可申請を頂いて許可しているところです。

御質問の、少しでも行政での負担をということなんですけども、現在のところはない状況でございます。

○米田貴志委員

ないのは分かっているので、だからつくってくれよという話なんです。だから、今ここで答えを出すのは難しいと思うんですけど、管理はおっしゃるとおり、その依頼主でやってもらったらいいと思うんです。だけど、町会から見て、危険なところは危険やという地元の声を大事にするという視点からも、うちではつけられないけども、まず1本は出しましょうと、後の管理はその代わりしてくださいとか、1回どこか手を結ぶというか、協力するという姿勢を、うちでは基準が合いませんから駄目ですねみたいになってしまうと、ちょっと素っ気なさ過ぎるん違うかなというふうに思いますので、その点考えておいていただきたい。要望にしておきます。

○京西且哲委員

公園緑地課のスマート公園・岸和田アクションプラン。前年度に委託業務を発注し

ていると思うんですけども、これの策定経過は現在どうなっているか教えてください。

○黒見進也公園緑地課長

令和6年に委託をかけ、一定材料は出来上がっておりますので、今後、案の作成に向け、進めてまいりたいと思います。

○京西且哲委員

もう少し具体的に、いつぐらいに案が上がるかとかというめどが立っているんでしょうか。というのは、以前から、公園の統廃合とまでは言いませんけども、再整備するという中でこの計画が進んできていると思います。今回、後で報告ありますけども、指定管理がまた5年間、令和8年度からスタートするという中で、全体の公園の総量も影響してくると思うので、この辺のアクションプランの、要は案ができて、具体的に公園整備にかかってくる今後のスケジュールみたいなやつがちょっと見えているのであれば教えていただきたいということで質問させてもらっています。

○黒見進也公園緑地課長

現在のところ、具体的なスケジュールはできておりません。ただし、後から報告ございますけれども、指定管理を出している途中なので、現在のところはちょっと動かせないような状況です。ただし、指定管理を出した後に、継続して統廃合等については検討していきたいと考えております。ただし、内容に関しましては、町会とかとお話ししながら、市民がどのような形を目指しているかというのをすり合わせすることも必要でございますので、一定時間はかかるかなと考えております。

○京西且哲委員

まずは案ができて、その案をもって関係団体との協議に入っていくということではないのかと。それと、多分、今回、令和8年度からスタートする指定管理の5年間につ

いては、多分あんまりいらうとおかしくなると思うので、その後の話になるかなと思うんですけども、しかし、これから案ができて、指定管理の5年間で来年から始まって、それが終わる最低1年か1年半ぐらい前には、公園全体の総量、あるいは公園をどんな形でリニューアルするとかというのはめどをつけていかないと、次の指定管理の発注ができないと思うので、ここらのスケジュールをどれぐらいつかんではるのか、どれぐらいイメージしているのかが聞きたいんですけども。まずはその案がいつ出来上がるか分からん、成果物がいつ提示されるか分からんというのはちょっとどうかなと思うんですけど、そこはもうちょっと具体的に見えてないんですか。

○黒見進也公園緑地課長

アクションプランを進めるに当たり、当然、骨子が出来上がっており、基本的な考え方というのは早い段階で必要であるということは認識しております。ただし、スケジュール的にいつまでというところまでは線引きできていないのが実情でございます。

○京西且哲委員

分かりました。単年度で予算を組んで計画をつくっていつていると思うので、ですから、委託業務の発注が終わって3月末に契約が切れて、多分、調査研究したデータは上がってきていると思います。速やかに、それを基にしてアクションプランの方向づけみたいなものはできるだけやっぱり早く出してもらわないと、これまた令和7年度に成果物が出ないとなってくると、あまりにも計画が遅れてしまう可能性があると思うので、そこだけお願いしておきます。急いでください。よろしく。

○栗原佳一委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で所管事務の報告を終わります。

ここで理事者の入替えを行います。部長及び議案に係る理事者は残ってください。

(説明員以外の理事者退席)

次に、付託事件の審査に入ります。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第47号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○河畑俊也建設部長

議案書の75ページをお願いいたします。議案第47号岸和田市墓苑条例の一部改正について御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、岸和田市墓苑の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせることができることとするため、関係する規定の整備を図ることとしたほか、所要の規定の整備を図るものでございます。

内容につきましては、77ページをお願いいたします。岸和田市墓苑条例第5章中第38条を第40条とし、第35条から第37条までを2条ずつ繰り下げ、第5章を第6章とし、第4章の次に第5章、指定管理を加えることとしたものでございます。

第5章第35条で、墓苑の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者にこれを行わせることができることとしたものでございます。また、第36条で指定管理者が行う業務について、墓苑の利

用に関する業務、墓苑の施設、設備、備品及び敷地の維持管理に関する業務、その他、墓苑の管理に関し市長が必要と認める業務を規定することとしたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしたほか、この条例による改正後の第35条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前から行うことができることとしたものでございます。

○末原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第47号の質疑を終結します。

次に、議案第48号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

議案書79ページをお願いいたします。議案第48号岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和8年度から供用が開始される新斎場の管理に関する事務を岸和田市貝塚市広域事務組合において共同処理させることとしたことに伴い、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、81ページをお願いいたします。岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例において、火葬場の使用に係る使用料が規定されたことから、本条例においては、動物の死体等の収集運搬に係る手数料を定めることとし、その額を500円に改めることといたしました。

なお、附則といたしまして、この条例は

令和8年4月1日から施行することとして
おります。

○朧原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第48号の質疑を終結しま
す。

次に、議案第49号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○奥野光好まちづくり推進部長

議案書の83ページをお願いいたします。

議案第49号岸和田丘陵地区地区計画の区域
内における建築物等及び緑化率の制限に関
する条例の一部改正について御説明いたし
ます。

まず、改正の理由でございますが、丘陵
地区における土地区画整理事業施行におき
まして、事業区域の外縁部における不整形
地など、地区計画に定める最低限度の敷地
面積を確保できない土地について、今後の
円滑な事業進捗と地区全体の土地利用状況
等を鑑み、岸和田丘陵地区地区計画の区域
内における建築物等及び緑化率の制限に関
する条例第6条の規定の適用を除外するこ
ととしたことから、関係する規定の整備を
図ろうとするものでございます。

それでは、条例の概要につきまして御説
明いたします。85ページをお願いいたしま
す。

第6条は、先ほど御説明いたしました事
由によりまして、敷地面積の最低限度を満
たさない土地区画整理法第96条第1項の保
留地又は同法第98条第1項の規定による仮
換地の指定若しくは同法第103条第1項の規
定による換地処分を受けた土地について、
建築物の敷地としてその全部を一の敷地と
して使用する場合で、同法による土地区画
整理事業の施行に伴い、特別の事情がある

と市長が認めたものについては、例外的に
敷地面積の最低限度の制限に関して適用除
外とするものであります。

○朧原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第49号の質疑を終結しま
す。

次に、議案第50号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○河畑俊也建設部長

議案書の87ページをお願いいたします。

議案第50号岸和田市都市公園条例の一部改
正について御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、都市
公園の管理に関し、新たな指定管理者の公
募を機に、指定管理業務の範囲の見直しを
行ったところ、市民の利便性の向上及び行
政の事務の効率化の観点から、行為の許可
を指定管理業務とすることとしたことから、
関係する規定の整備を図るものでございま
す。

内容につきましては、89ページをお願い
いたします。岸和田市都市公園条例第26条
第1項中第5号を第6号とし、第1号から
第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第
1号として、指定管理者が行う都市公園の
館管理業務として、都市公園内における行
為の許可に関する業務を追加したものでご
ざいます。

なお、附則といたしまして、この条例は
令和8年4月1日から施行することとした
ほか、所要の経過措置を講ずることとした
ものでございます。

○朧原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第50号の質疑を終結します。

次に、議案第55号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○奥野光好まちづくり推進部長

議案書109ページをお願いいたします。議案第55号訴えの提起について御説明申し上げます。

平成16年度から実施しております市営住宅管理運営の適正化の一環といたしまして、市営住宅使用料の滞納者のうち長期滞納者及び入居資格失効者に対しまして、法による手続により明渡し請求を行ってまいりました。

今回の件につきましては、市営尾生住宅の長期滞納者に対しまして明渡しを求めるもので、訴訟の提起に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

○糸原佳一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第55号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。直ちに付託議案を採決します。

議案第47号から議案第50号までの4件及び議案第55号を合わせました、以上5件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

ここで理事者の入替えを行います。

部長及び報告事項に係る理事者は残

ってください。

(説明員以外の理事者退席)

次に、報告事項に入ります。

報告の申出が5件あります。

それでは、発言を許します。

○船橋恵子魅力創造部長

岸和田市立自泉会館の指定管理者募集につきまして、魅力創造部より御報告させていただきます。

今年度末で指定管理期間が終了します岸和田市立自泉会館の新たな指定管理者を公募により選定させていただく予定となっております。

去る6月2日に開催されました令和7年度第1回指定管理者審査委員会におきまして、岸和田市立自泉会館の募集要項等を御審査いただき、承認いただいております。募集要項の主な内容につきまして、御配付させていただいております指定管理者募集要項概要により御説明申し上げます。

募集要項概要の1ページをお願いいたします。1、指定管理者募集の目的、2、施設の概要、3、指定管理者が行う管理の基準につきましては記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。4、指定管理者が行う業務につきましては、業務の範囲として、岸和田市立自泉会館条例に示された業務に基づき整理してございます。

5、指定管理期間につきましては、前回の募集時と同様の5年間としてございます。

6、指定事業及び7、企画提案事業の実施を指定管理者に求めることとしてございます。

4ページの8、指定管理者による自主事業では、文化芸術に関する集会、講演会、展示会や発表会等、自泉会館の魅力を向上させる文化芸術の振興を目的とした自主事業を行うことも可能としてございます。

9、申請資格、5ページの10、複数の法人等による応募は記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。12、指定管理者の指定、13、指定管理者との協定の締結、14、管理状況の把握と評価・監査、7ページの15、市と指定管理者との責任の分担、16、事業の継続が困難となった場合における措置につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。17、その他といたしまして、施設管理開始までにおける指定の取消し、業務の再委託、引継ぎに関する事項等について、それぞれ記載のとおりとしてございます。

9ページには、18、問い合わせといたしまして、所管課である文化国際課の連絡先を記載してございます。

○河畑俊也建設部長

報告の2、岸和田市墓苑指定管理者募集概要について、建設部より御報告申し上げます。

令和8年4月からの指定管理導入に向け、岸和田市墓苑の指定管理者を公募により選定させていただく予定となっております。

去る6月2日に開催されました令和7年度第1回指定管理者審査委員会におきまして、岸和田市墓苑の募集要項等を御審査いただき、御承認いただいております。

それでは、報告資料の3-2、岸和田市墓苑指定管理者募集・添付資料（図）を御覧ください。岸和田市墓苑の主要業務について、指定管理移行後における指定管理者と市の業務分担について御説明いたします。

窓口における主要業務であります遺骨の埋蔵改葬受付、墓石等の工事の受付、墓苑の除草、清掃等の維持管理につきましては、指定管理者の業務となります。墓所使用者公募事務につきましては、使用者募集の受

付・抽せん事務までを指定管理者が行い、その後の使用許可事務につきましては市の業務といたします。使用権承継申請許可につきましては、市の業務といたします。

主要業務の分担については以上となります。

続きまして、募集要項の主な内容について御説明いたします。報告資料の3-1、岸和田市墓苑指定管理者募集要項概要を御覧ください。1ページ、2ページをお願いいたします。

1、指定管理者募集の目的、2、施設の概要、3、指定管理者が行う管理の基準につきましては、記載のとおりでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。4、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、墓苑条例に示された業務に基づき整理しております。

5、指定管理者の指定期間につきましては、5年としております。

6、指定管理者による自主事業では、墓苑施設の効果的、効率的な管理運用につながる自主事業の積極的な提案を求めます。

4ページをお願いいたします。7、申請資格、8、複数の法人等による申請は、記載のとおりでございます。

4ページから7ページまでをお願いいたします。9、指定管理者候補者の選定、10、指定管理者の指定、11、指定管理者との協定の締結、12、管理状況の把握と評価・監査、13、市と指定管理者との責任の分担、14、事業の継続が困難となった場合における措置につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。15、その他といたしまして、施設管理開始までにおける指定の取消し、業務の再委託、引継ぎに関する事項等について、それぞれ記載のとおりでございます。

16、問い合わせといたしまして、所管課である公園緑地課の連絡先を記載しております。

岸和田市墓苑指定管理者募集概要についての御報告は以上でございます。

続きまして、報告の3、岸和田市中央公園等及び体育館・運動広場指定管理者募集概要から報告の5、岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）指定管理者募集概要までについて御報告申し上げます。

報告資料の4、公園・スポーツ施設指定管理グループ割りイメージ図を御覧ください。現在、岸和田市内の公園及びスポーツ施設につきましては、一括で指定管理により運営を実施しております。今回、指定管理者を募集するに当たり、3つのグループ分けに至った経緯について御説明いたします。

現在の指定管理のように岸和田市内の公園、スポーツ施設を一括して管理する方法は、経費の削減や窓口を一本化することによる市民サービスの向上などの効果を期待いたしました。しかしながら、岸和田市内には300か所以上に及ぶ公園、児童遊園、ちびっこ広場が点在しており、管理物件数が多過ぎること、業務内容が多岐にわたり過ぎていることで、前回の公募では1社の応募となり、競争原理が働かなかったという課題がございます。

加えて、民間活力の導入や公園の在り方について検討が必要という考えから、指定管理期間を令和5年度から令和7年度までに延長し、他の市町村や事業者へのヒアリングを実施してまいりました。これらの経緯を経て、まずは業務内容を整理し、利用料金の有無でグループ分けを行いました。

1つ目のグループは上の横長のくくりで、利用料金の発生するスポーツ施設及びスポーツ施設を有する公園をまとめたものであ

ります。

次に、利用料金の発生しない公園につきましては、約300か所が市内全域に点在しており、管理する規模が大き過ぎるため、左下にあるように北側と南側の2つのグループに分け、全部で3つのグループといたしました。

これらのグループ分けにより、事業者が応募しやすくなり、競争性が働くとともに、事業者からのよりよい提案により市民サービスの向上を図りたいと考えております。

それでは、グループ分けいたしました各グループの募集概要について御報告申し上げます。

初めに、岸和田市中央公園等及び体育館・運動広場の指定管理者募集について御報告いたします。

今年度末で指定管理期間が終了いたします中央公園を含む5公園と体育館、運動広場の指定管理者を公募により選定させていただく予定となっております。

去る3月24日に開催されました令和6年度第4回指定管理者審査委員会におきまして募集要項を御審査いただき、御承認いただいております。報告資料の5、岸和田市中央公園等及び体育館・運動広場指定管理者募集要項概要を御覧ください。

募集要項の主な内容につきまして御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。

1、指定管理者募集の目的、2、施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

3、指定管理期間につきましては5年間としております。

4、指定管理者が行う管理の基準につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。5、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、

各施設の条例に基づき業務を整理しております。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。
6、指定管理者による自主事業では、施設の効果的、効率的な管理運用につながる自主事業の積極的な提案を求めます。

5 ページから 7 ページまでをお願いいたします。7、申請資格、8、複数の法人等による申請、9、指定管理者候補者の選定は、記載のとおりでございます。

7 ページから 9 ページまでをお願いいたします。10、指定管理者の指定、11、指定管理者との協定の締結、12、管理状況の把握と評価・監査、13、市と指定管理者との責任の分担、14、事業の継続が困難となった場合における措置につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

9 ページをお願いします。15、その他といたしまして、施設管理開始までにおける指定の取消し、業務の再委託、引継ぎに関する事項等について、それぞれ記載のとおりでございます。

10 ページをお願いいたします。16、問い合わせといたしまして、所管課である公園緑地課とスポーツ振興課の連絡先を記載しております。

岸和田市中央公園等及び体育館・運動広場指定管理者募集概要についての御報告は以上でございます。

続きまして、岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）の指定管理者募集について御報告いたします。

こちらの募集要項につきましても、令和 6 年度第 4 回指定管理者審査委員会で御承認いただいております。報告資料の 6、岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）指定管理者募集要項概要を御覧ください。

募集要項につきましては、さきの中央公園等及び体育館・運動広場の指定管理者募

集要項概要と同様の記載が多いため、相違する部分のみ御説明いたします。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。
都市公園・児童遊園等（北側）につきましては、岸和田市内の北側の公園 170 施設について指定管理者を公募いたします。

5、指定管理者が行う業務の範囲につきましては、岸和田市都市公園条例に基づき業務を整理しております。

その他は、先ほどの中央公園等及び体育館・運動広場の指定管理者募集要項概要と同様となります。

岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）指定管理者募集概要について、御報告は以上でございます。

続きまして、岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）の指定管理者募集について御報告いたします。

こちらの募集要項につきましても、令和 6 年度第 4 回指定管理者審査委員会で御承認いただいております。報告資料の 7、岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）指定管理者募集要項概要を御覧ください。

募集要項につきましては、さきの都市公園・児童遊園等（北側）の概要と同様の記載が多いため、相違する部分のみの御説明とさせていただきます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。
都市公園・児童遊園等（南側）につきましては、岸和田市内の南側の公園 142 施設について指定管理者を公募いたします。

二の丸広場につきましては、令和 9 年度から岸和田城と一括で指定管理者を募集する予定であるため、本指定管理では 1 年間のみ管理することといたします。

その他は、先ほどの都市公園・児童遊園等（北側）の募集要項概要と同様となります。

募集概要についての御報告は以上でござ

います。

○素原佳一委員長

ただいまの報告に対しまして、質問がございましたら発言願います。

○高比良正明委員

報告の1番の自泉会館の指定管理者の募集について伺います。

自泉会館の指定管理者募集は、3回の公募を経て、今回で4回目となります。2006年より指定管理者は岸和田文化事業協会であり、前回の公募時には2団体の応募があったと聞きますが、これでは少ないと感じます。歴史を守る行為にもっと関心を持ってもらい、応募してもらうべきではないでしょうか。

そこで、募集の周知をどのように行っているのか、どんな工夫をしているのかどうか、お尋ねします。

また、現在の指定管理者も5年前にプロポーザル方式で選定されたわけですが、当時どのような提案があって取組を行ったのかどうか、お尋ねします。

○田宮真理子文化国際課長

前回の自泉会館の指定管理者募集に対しまして、委員おっしゃるとおり、応募団体は2団体でございました。前回、募集の周知につきましては、広報きしわだ、市のホームページのほか、指定管理者募集情報を周知している民間のサイトに掲載を依頼いたしました。

今回の募集に当たりましては、館の管理運営に要する費用に加え、文化芸術の振興事業の費用を確保することにより、より応募することに興味を持っていただけるように環境を整えました。

募集の周知につきましては、前回同様の手法とともに、過去応募のあった団体等に関して情報提供を行うようにしたいと考えております。

また、現在の指定管理者ですが、文化芸術の振興に取り組む市民団体でございます。この団体からは、クラシック音楽を学んでいる若手を育成する事業、市民の持つノウハウを生かした事業のほか、自主事業では、ロビーの壁面を使ったアート作品の掲示、発表の場の提供や、モニターを使った映像コンサートの実施、また、館の庭園でございますが、整備するなどの提案を行いつつ、継続しております。

○高比良正明委員

自泉会館は文化財であり、また、岸和田城周辺に位置していることで多くの見学者がいて聞いております。ただ、平日に展覧会やコンサートなどが開催されれば、もっと城周辺エリアの活気に貢献ができるというふうに考えております。これについてどう考えているのでしょうか。

また、本市でもネーミングライツを採用しておりますけれども、自泉会館においても維持修繕の資金として導入の予定はあるのでしょうか。

○田宮真理子文化国際課長

自泉会館のホールは、土日祝日の利用がほぼ全て埋まっております。また、展示室でも土日の大半は催事の利用がございます。平日は、曜日によっては利用がある日もございますが、今回の指定管理者募集に対しまして、文化芸術振興事業を求めていますので、平日の利活用を含めたよりよい提案が出ることを期待したいと考えております。

また、市としても、指定管理者と連携し、文化芸術活動がより活発になるよう、ひいては城周辺エリアのにぎわいづくりにも貢献できるよう支援していきたいと考えております。

ネーミングライツの導入につきましては、当施設は採用しておりませんが、その理由

は、この施設が国の登録有形文化財であるためでございます。ネーミングライツの導入に関しましては、市民の皆様から様々な御意見があると聞いております。その上で、導入するのかどうかについては、まず、先に担当課でございます行財政改革課と協議を行うことになろうかと思っております。その際、指定管理者に優先権がございますので、今回の指定管理者募集のこともございます。決定した後の状況を踏まえながら、他市の事例も検討しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○高比良正明委員

自泉会館は周辺の五風荘、元睦会館とも一体となって、城周辺の文化的建物として来訪者にも喜んでいただいております。しかし、五風荘は2019年度からの10年間の長期にわたる指定管理であるにもかかわらず、2024年9月10日決算常任委員会での京西委員の質問より、その選定に関わった岸和田市指定管理者審査委員が、長くは20年、さらには現在も継続して委員になっているような者の選定により、10年間丸々赤字であった施設とか、あるいは十分な利益を上げられていないということは、住民サービスができていない、市への貢献ができていない指定管理者の存在へのつながりが取り沙汰されていました。

本件審査も、そのような市長が独善的な思惑に沿ってくれる委員を決めている指定管理者審査委員会によるものです。自泉会館では、指定管理と直接関係のない庭の手入れなども丁寧にされておりますけれども、荒唐無稽な大風呂敷を広げまくったことも遠因ながら、20年間を超える委員のお気に召したのかもしれない五風荘では、2023年度岸和田市指定管理者モニタリングチェックシートで、今年度の取組として、岸和田城の堀の浄化に関しても継続して実施する

と記載されていますが、現在もヘドロの堀にヤマメや蛍がすむことはありません。

指定管理ではありませんが、2011年に旧財団法人元朝会より寄附いただいた元睦会館はよりひどく、2041年までの20年契約であり、基本協定の締結で2021年4月以降、1年以内のめどで業務開始しなければならないところ、2021年9月9日決算常任委員会で倉田委員に、2022年1月から開業と答弁したのを皮切りに、2022年3月14日予算常任委員会で西田委員、事業常任委員会では、2023年6月26日宇野委員、2024年2月27日には私と、数々の指摘を受けながら、ようやく歴史ある庭を破壊してプレハブ店舗が開店したのは2023年8月1日で、建物では今年6月でした。

2施設は、永野前市長の思いとして、自泉会館とは異なり、株式会社岸和田グランドホールが契約者で、特に元睦会館は市も文化財ではないと切り捨て、無償譲渡したため、歴史的建物としては、自泉会館、五風荘と、2施設を残すのみとなっています。

本年より私が10年来提案し続けた映画の聖地岸和田への第一歩として、ジャパン・フィルムコミッションへの参加となり、私も神戸へ研修に行ってきました。旧居留地ほどの規模は岸和田市にありませんし、私が一部でも移築すべきと提案していたアニメ「Free!」でモデルとして使われた旧泉南高等女学校は破壊されましたが、五風荘は既に「カーネーション」でロケ地として聖地化しており、自泉会館は、チェックシートの今年度の取組として、施設を活用した文化振興事業の充実を図るとともに、新しい時代に沿った管理運営を意識し、地域の魅力づくりに貢献する事業に取り組むとしており、昨年909人もの施設見学者がおりますので、女工の血の搾取による建物ではありますが、ぜひ積極的に映画ロケの誘

致もしていただき、感動をもたらす文化的象徴とするよう提言して、もう1問の質問に移ります。

市営墓地の指定管理について質問いたします。私は、指定管理に移行していくことについては賛成ですが、一方で、指定管理に移行するということは、市の担当課の人員減を招き、弱体化していくのではないかと懸念も持っております。

2023年9月12日決算常任委員会で流木墓苑における放棄墓地の現状について質問いたしました。そのときに、過去の調査で200区画を超える数の放棄墓地と思われる区画が存在することを知りました。放棄墓地は草が繁茂し、隣接区画に迷惑をかけることは確実です。中には自身のお墓を掃除するついでにお隣のお墓の草も抜いてあげるといような親切な方もいらっしゃるかもしれませんが、通常は市に苦情を言う状況となり、やむなく市の職員または委託作業の中で処理せざるを得ない結果となることは容易に想像できます。

前回から対策が進んでいないことは残念ですが、マンパワーや予算がなくともできることがあると思い、近隣の高石市で行っているような連絡を求める看板を設置し、連絡が取れる糸口ができるのではないかと提言をいたしました。その後の状況や進捗についてお答えください。

○黒見進也公園緑地課長

過去の調査資料を基に墓苑事務所担当職員が217区に看板を設置したところ、12件の使用者より連絡がありました。また、看板を見ていただいた使用者が自主的に改善していただくなどして、結果といたしまして、現在190区画となっております。

○高比良正明委員

看板を提言して、その看板で成果が出たということで、ありがたいと同時に、作業

していただいた職員の方々には感謝し、作業の継続を今後ともよろしくお願いいたします。

私は、放棄墓地の増加は、今後、流木墓苑の運営において大きな負担になっていくということを懸念しております。今回、流木墓苑は、これら問題を抱えながら指定管理に移行するということであります。せっかく直営で課題に取り組み、小さいながらも効果を出している中、指定管理に移行した途端に元に戻るということはあってはならないというふうに考えます。

例えば、このような作業は指定管理者の領分になるのでしょうか、それとも市の領域として残るのでしょうか。

○黒見進也公園緑地課長

放棄墓地の対応については、指定管理の業務に含まれております。ただし、現在の手法を継続していくのか、新たな手法を活用していくかなどは、市と指定管理者で協議し、効果的な管理を目指してまいります。

○高比良正明委員

くれぐれも指定管理者に丸投げして、知らん顔とならないようお願い申し上げます。

今回の指定管理については、もう1か所の市営墓地である下野町の墓地は含まれていないようですが、今後の管理についてどのように考えておられるのでしょうか。

○黒見進也公園緑地課長

共同墓地、いわゆる下野町墓地は、今から350年以上前の江戸時代に開設されました。しかしながら、昭和63年に地元墓地管理委員会の解散により、市の管理となりました。古い墓地なので台帳等はなく、墓石数は1万7000近くございます。その後、緊急雇用事業を活用して、墓石管理の調査をいたしましたが、いまだ3割以上は不明のままでございます。この状況では指定管理者制度

での維持管理は難しいと判断いたしました。
共同墓地については、引き続き市で管理してまいります。

○高比良正明委員

私も共同墓地については、現状を見ると、市で管理すべきであると考えております。
また、状況を改善していただくべきことが多くあります。特に無縁塔の墓石の撤去の跡地や、撤去した墓石など……。

○末原佳一委員長

高比良委員。今言うてるところとずれています。

○高比良正明委員

ずれていますか。分かりました。指定管理のほうに戻します。

指定管理に移行するということですが、そうすると、人員を削減するのではないかと考えます。そうすると、残りの問題解決ができないということになりかねませんが、その辺の考えはどうでしょうか。

○黒見進也公園緑地課長

指定管理に移行いたしましても、特に初年度は、利用者の皆様への周知が不足している場合がございますし、指定管理者自体も運営が軌道に乗るまでの間はやや大変な時期が続くと考えております。とはいえ、担当課として、効果の1つとして業務の軽減はございますので、この辺りは、軌道に乗った後、その他の課題についても含め、課として次に何に着手すべきか考えてまいりたいと考えております。

○高比良正明委員

指定管理は、効率的な管理や民活、市の負担軽減をもたらすことを期待するからこそ移行するのだと考えます。しかし、その結果が、市が楽になっただけで終わらぬよう、その軽減ができたかを次の課題の解決に使っていただけるようお願いいたします。新たに着手すべき業務があるにもかか

わらず、単純に業務を人工数に換算して、その人工数を担当課より削減することなどを続けていては、いつまでも問題が山積したまま残ってしまいますので、そのようなことがないようにお願いしまして、質問を終わります。

○末原佳一委員長

暫時休憩します。

○素原佳一委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

報告事項に対する質疑を続行します。

○宇野真悟委員

報告事項3番、4番、5番、中央公園等及び体育館・運動広場及び都市公園・児童遊園等（北側）・（南側）の3つの指定管理者募集についてお伺いいたします。

今回、施設の指定管理のグループ分けを行うということで、管理する公園数の個数を減らし、応募に対する事業者の意欲向上を目指すということですが、肝腎の利用者や市民に対してはどのようなメリットがあるのかお答えください。

○黒見進也公園緑地課長

まずは、中央公園、総合体育館を含むグループについてでございますが、市内のスポーツ施設は、中央公園、浜工業公園など、公園緑地課所管のものとスポーツ振興課所管の施設がございます。市内の有料スポーツ施設を同じ指定管理者で管理することにより、同一レベルで、かつ優良なサービスを提供できると考えております。

また、利用者にとって情報の取得や問合せが1つの窓口で済むことは、利便性の向上につながるため、従来の指定管理のよい部分として残しております。

また、その他の利用料金のない北側と南側の2つのグループにつきましては、除草・清掃・剪定作業に特化したものとなるため、事業者は質の高い業務により良好な公園環境を利用者に提供できるものと考えております。

○宇野真悟委員

指定管理者のグループ分けの狙いについては分かりました。

さて、現在の指定管理では、指定管理者が地元の町会や自治会などとの管理委託契約を交わしております。以前にも指摘した

とおり、町会加入者の減少や高齢化など難しい部分も出てきておりますが、地域と共同で公園を管理していくという形は、地域の公園にとって理想的であるとも言えると思います。この仕組みについては、次期指定管理において継続するのか、どのように考えているのでしょうか、お答えください。

○黒見進也公園緑地課長

公園緑地課といたしましても、地元町会・自治会のお力をお借りせずに良好な公園管理を目指すことは難しいと考えております。そのため、次期指定管理においても、この仕組みについては継続してまいりたい考えです。しかしながら、公園の大小に関わらず委託費が同一であることや、御負担していただいている作業内容もまちまちであるなど、課題もございます。また、自治会自体が高齢化により委託を受ける体力がないというような事態も発生しております。いずれにいたしましても、このような課題、問題に対応しながら進めてまいりたいと考えております。

○宇野真悟委員

私も町会の協力なしで良好な公園管理はできないと考えておりますが、市が公園の管理を町会に多く求め過ぎると、当たり前ですが、町会の体力が持ちません。結果、町会が公園から離れていくことになるでしょう。困るのは利用者や市です。お互いに何ができて何ができないのかをしっかりと話し合い、足りないものは何で、何を求められているのかしっかりと把握していただきますようお願い申し上げます。今後の事業者が決まりましても、町会への管理委託が事務的なものにならないようお願いいたします。

また、建設部長の説明の中で、前回の公園の公募では1社の応募となり、競争原理が働かなかったことが課題であったという

ことですが、以前の岸和田城等の指定管理の際にも1社しか応募がありませんでした。令和9年度の岸和田城等の指定管理も含め、競争が働くよう、募集内容については指定管理料も含めて改めて精査していただきますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

○京西且哲委員

私からも公園の指定管理についてお尋ねします。今年3月24日の指定管理者審査委員会を傍聴させていただきました。そのときに委員からも指摘がありましたけども、自主事業について、募集要項が公園3つ、中央公園等及び体育館・運動広場、それと都市公園・児童遊園等の北側、南側の3つあるんですけど、自主事業の項目の中に中央公園等のこの部分だけキッチンカーによる自主事業という項目があるんです。この点について、指定管理者審査委員会のときに、都市公園の北側、南側についてはこの記載がないんです。これは、都市公園については、自主事業としてのキッチンカー、あるいは売店等も入ると思うんですけども、この事業は認めないのかという話があったと思います。説明は、認めます、可能だという話であったんですが、残りの北側、南側の募集要項には記載がないんですけども、ここはどう押さえていくんですか。

○黒見進也公園緑地課長

中央公園を含むグループについては、一定利用者が見込めて、商業として成り立つのかなと思いますけれども、北と南については、ほぼ利用料金の発生するものがない。しかも公園の規模的には非常に小さなものが多いので、利用客の数が一定見込めない部分があるので、それをキッチンカー等を義務づけると、公募する際の支障になるのではないかなというふうな考えがございまして、そのようにしております。

○京西且哲委員

ちょっと理解できへんけど、中央公園の分については、4ページですけど、(キ)の項目ですけど、市では行政内再分配キッチンカー事業を実施していますと。指定管理者においても、管理する公共施設を利用し、効率的な収益の向上を図ってください。本事業の収益は、全て指定管理者に帰属するものだという記載があるんですよね。これと同じことを都市公園についても認めているということであれば、この記載を入れておかないといかんのじゃないかなと思うんですけど、これを入れることによって、何か指定管理者に、北側、南側の募集要項に支障を来すとは思えないんですが。指定管理者審査委員会でもこれを質問されて、可能です、認めますということをやっている以上、残り2つについても入れておかないと、逆に指定管理者は困りませんか。

公園の利用者が少ないからということとは今の時点で理由にはならないと思いますし、例えば、中央公園のほうに入っていない、ここの千亀利公園であつたりとか、ときわ公園であつたりとか、今池公園であつたりとか、それなりに利用客が多くて、いろんなイベントを打てそうな公園があるんです。こういうことを考えると、残り2つの募集要項についても、自主事業を認めますという記載は書いておくべきではないかなと私は思うんですが、その辺の見解をもう1回答えてもらえませんか。

○黒見進也公園緑地課長

公園のにぎわい等について、私ども管理者といたしましても望むところではございますが、キッチンカー等の運営については、現在のところ、北側と南側の状況を見るに、記載するに至らないというか、そのようなことで現状に至っております。

○京西且哲委員

これ、入れてもええんじゃないかなと思うんやけど、入れておくほうが指定管理者も応募しやすいと思うし、それなりにいろんな自主事業としてのイベント等行事の企画がしやすいのではないかなと思うんですけど。今、委員会もここまで来ているので、なかなか困っているのかも分らんけど、まだ大丈夫違うんですか、入れることぐらいいは。そうでないんですか。入れても問題ないと思うんですけど、この辺、どう。

○黒見進也公園緑地課長

7月の公募なので、まだ公募は行っていないので、先ほどの内容について、1度持ち帰り、検討させていただきます。

申し訳ございません、訂正させていただきます。先ほどの概要の内容を訂正しますと、審査委員会に再度かけないと、ということになります。このキッチンカーに関しましては、できる限り自主事業等で応募者に対応していただけるよう努力してまいります。

○京西且哲委員

もう1回諮らないかななら諮ってもらいたいと思うけど、審査委員会でこれを認めるんですかと質問されて、認めますという答えをしていますよね。だから、僕は入って上がってくるのかなと思ったんですが、上がってきていないから聞いているんですけど。審査委員会であの質疑、回答をやった中で記載していないというほうが逆におかしくないですか。だから、手間であっても審査委員会にもう1回了解を取って、審査委員会で話をしてそう答えている以上、同じ自主事業がとれるような形の要項にしておいたほうがいいように思うんですけど、そこはどうでしょう。

○河畑俊也建設部長

お答えさせていただきます。

今、指定管理に手を挙げていただく事業

者に複数来ていただきたいというところがありまして、ここに記載いたしますと、市事業としてキッチンカーなりの事業をしていただかなあかんというような形になるのかなと思いますので、それで記載していないということです。仮に自主事業としてそのような提案があれば、それはやっていけることとは思いますが、ここに記載してしまうとそれが義務的なものになりかねないなということで、こういう形にさせていただいています。

○京西且哲委員

指定管理の中にはね、市がこの自主事業というか、この提案事業をやってくださいというのはあるんです。しかし、ここの記載の有無については、指定管理者自らがやる、やらないを判断して実施する自主事業でしょう。だから、これを書いたからと言って、必ずしもキッチンカーで自主事業をなさいということになれへんのじゃないですか。この項目、ここはそうなる項目ですか。違うでしょう。

○黒見進也公園緑地課長

キッチンカーの件に関しましては、審査委員会の再開が要、不要かどうかもう一度確認して、追記の方向で検討させていただきます。

○末原佳一委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

では、最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で事業常任委員会を閉会します。

(以 上)